

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 4 日現在

機関番号：34310

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24710304

研究課題名(和文)ドイツ家族政策のもう一つの転換点 「育児手当」をめぐる政策過程に注目して

研究課題名(英文) Another Turning Point of German Family Policy and Policy Making Process of Parenting Payment

研究代表者

石井 香江 (Ishii, Kae)

同志社大学・グローバル地域文化学部・准教授

研究者番号：70457901

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：近年日本でも、職場と家族における男女の役割分業を、変化する現実には照らして是正し、「ワーク・ライフ・バランス」を推進する意味で父親の育児休業取得を目指すなど、育児休業制度の見直しが図られている。その際、2007年に「両親手当」を導入した後、育児休業を取得する父親が増えたドイツの経験が肯定的に参照されることが少なくない。本研究では1979年に施行された「母親休業」に代わり、1986年に「育児手当・育児休業」が導入される前後の社会・政治過程に目を向け、家族・育児の担い手の定義や、手当・休業が認知される論理・文脈の歴史の変遷とアクターを跡付けた。

研究成果の概要(英文)：In recent years, it has been an aim in Japan to get more fathers to take parental leave in order to promote a work-life balance. This aim is in light of the changing role in division of labor between men and women in the workplace and with family. In regard to this, positive experiences in Germany, where the number of fathers taking parental leave increased after the policy was introduced in 2007, have often been referred to as examples. This study tried to trace historically social and political logic, context and actors on the policy-making process, reasons why child-rearing allowance and leave were introduced in 1986 instead of maternal leave (performed in 1979), how childcare allowance and parental leave have been recognized and who has defined family and childcare.

研究分野：歴史社会学

キーワード：ドイツ 家族政策 男性学 ジェンダー

1. 研究開始当初の背景

近年日本で育児休業制度の見直しが図られているが、その際、2007年に「両親手当」(Elterngeld)を導入した後、育児休業を取得する父親が増えたドイツの経験が肯定的に参照されることが少なくない(本沢/マイデル 2007, 2009; 大嶋 2008, 2010)。ドイツでは従来、子どもが18歳になるまで支給される「児童手当」(Kindergeld)と、子どもが2歳になるまで支給される「育児手当」(Erziehungsgeld)が存在するが、後者に代わって母親と父親を対象とする「両親手当」が導入され、これが多くの研究者の間でドイツにおける「家族政策のパラダイム転換」として位置づけられている(齋藤 2006; 原 2008)。本研究は、このような研究史上の位置づけに異議を唱えるものではないが、ここでは1979年に施行された「母親休業」(Mutterschaftsurlaub)に代わって、1986年に「育児手当・育児休業」(Erziehungsgeld/-urlaub)が導入されるまでの社会・政治過程に目を向け、家族・育児の担い手の定義や、手当や休業が法的に認知される論理・文脈の歴史の変遷を跡付け、そこに関わったアクターに注目しつつ、今日の「両親手当」に異なる角度から光を当て、その意味を再考する必要がある。また、このドイツの事例を通して、日本の「子育て支援」策や「ワーク・ライフ・バランス」を目指す施策の到達点・問題点をはじめ課題などについても最終的には考察を進める必要があるだろう。

【引用文献】

石井香江「育児手当」の政治過程：ドイツ家族政策のもう一つの転換期(1950～1980年代)、『第84回日本社会学会自由報告(「母親と育児」家族(1)部会)』(2011年9月17日)報告レジュメ

大嶋寧子『みずほレポート 父親の育休取得拡大を実現しつつあるドイツ』みずほ総合研究所 2008年

大嶋寧子「労働「男の育児休業」促進はドイツに学べ」『エコノミスト』88(47)(通号 4124) [2010.8.10]、68～69頁。

齋藤純子「ドイツ:「育児手当」から「親手当」へ」『外国の立法』(229) [2006.8]、164～170頁。

原俊彦「ドイツの少子化と家族政策の転換」『人口学研究』(42) [2008.5]、41～55頁。

本沢巳代子/ベルント・フォン・マイデル編『家族のための総合政策: 日独国際比較の視点から』信山社 2007年

本沢巳代子/ベルント・フォン・マイデル編『家族のための総合政策 2: 市民社会における家族政策』信山社 2009年

2. 研究の目的

近年日本でも、職場と家族における男女の役割分業を、変化する現実に照らして是正し、「ワーク・ライフ・バランス」を推進する意

味で父親の育児休業取得を目指すなど、育児休業制度の見直しが図られている。その際、2007年に「両親手当」を導入した後、育児休業を取得する父親が増えたドイツの経験が肯定的に参照されることが少なくない。本研究では1979年に施行された「母親休業」に代わり、1986年に「育児手当・育児休業」が導入される前後の社会・政治過程に目を向け、家族・育児の担い手の定義や、手当・休業が認知される論理・文脈の歴史の変遷とアクターを跡付け、今日の「両親手当」に新たな角度から光を当て、その意味を再考したい。

3. 研究の方法

(1)現代ドイツの子育て支援をめぐる歴史社会学: ドイツにおける「家族政策のパラダイム転換」について、従来一般的であった法学・経済学からの現状分析型のアプローチではなく、歴史社会的にアプローチし、政策が形成される過程とその歴史的な文脈を明らかにしようとする本研究は、現代の「子育て支援」策との関連やその意義を問う。

(2)「両親」概念浮上に至る過程と意味の知識社会的考察: 1980年代に西ドイツでは「両親」という概念が浮上し、現在の家族政策に大きな影響を与えている。本研究はこの動きの背後の文脈を知識社会的に検討する独創的なもので、現在の家族政策の問題を解く鍵ともなる。

4. 研究成果

近年日本でも、職場と家族における男女の役割分業を、変化する現実に照らして是正し、「ワーク・ライフ・バランス」を推進する意味で父親の育児休業取得を目指すなど、育児休業制度の見直しが図られている。その際、2007年に「両親手当」を導入した後、育児休業を取得する父親が増えたドイツの経験が肯定的に参照されることが少なくない。本研究では1979年に施行された「母親休業」に代わり、1986年に「育児手当・育児休業」が導入される前後の社会・政治過程に目を向け、家族・育児の担い手の定義や、手当・休業が認知される論理・文脈の歴史の変遷とアクターを跡付けた。

1970年代に西ドイツは、従来の政治や社会のシステム、伝統的な行動様式が意味を失う「革命的な社会変動」を経験したとされている。事実、家族に関わる領域に目を向けても、家族法と婚姻法が改正されたことで従来の「主婦婚」モデルが是正されたのをはじめ、家族の形態や機能、若者の性行動にも大きな変化が見られた。子どもや育児との関連についてみても、ドイツ労働組合総同盟が1950年代半ばに展開した時短闘争のなかで、「新しい父親」という育児する父親像が注目され(石井 2015, 2014)、1968年の学生運動や「新しい女性運動」の

担い手たちの中から、キンダーラーデン運動ないし反権威主義的教育に共鳴する父母たちが共同で運営する幼稚園や保育所も生まれたこれらの動きは、1970年代に家事・育児する父親、ひとり親、同棲婚という新しいかたちの家族や関係のあり方が可視化され、1990年代にはひとり親や父親をはじめ同性カップルという当事者たちが組織化するきっかけとなった。これらの組織化は、家族形態の変化や子どもを持つ女性の就労が一般化したことで直面することになった育児の困難という新たな社会的リスクに対処する新しい公共性として位置づけられる。そして2004年には、市議会、地域行政、企業、労働組合、ボランティア、教会などが地域をあげて仕事と家庭の両立を目指す「家族のための地域同盟イニシアティブ」も始動した。両親のニーズに柔軟に対応する保育機会の提供や家族に優しい労働時間などの試みが報告されている（本澤/マイデル 2007: 195-214）。

西ドイツ社会国家は戦後間もない時期、伝統的な性別役割分業体制を基盤とする「完全家族」の再建と維持を目指したが、小さな子どもを持つ女性の家庭外就労が1950年代以降増加し、母子の保護という関心から政策的対応が迫られるようになった。1970年代から1980年代には、母子への注目にあらたな動きが加わるようになった。少子化の進展、経済の停滞と失業率の上昇という事態を受け、この解決を選挙戦の争点に据えた各政党で、家族のあり方や育児、従来の労働のあり方が見直しを迫られた結果、家族政策が転換を迫られた。ただしそれは、現実の社会変動や女性の就労問題に正面から取り組むものではなかった。この転換の萌芽は選挙戦のなかで生まれ、財政危機や失業者の増加への対応を見据えた労働市場政策の意味合いが大きかったからである。このため、「選択の自由」を可能とする前提条件である現職復帰の保障や男女間の賃金格差など、未解決の構造的な諸問題が残されていた（石井 2015）。したがって、前述のような1970年代の家族政策をめぐる動きは、現実に見れば根本的な変化とはいえなかったかもしれないが、そこで解決すべき諸問題が明らかとなり、これに異議申し立てをする市民たちの組織化が進むことになったことは否めない。

当初は日本の同様の施策の到達点・問題点をはじめ課題などについても考察を進めたいという目標を掲げていたが、この点に関しては、本研究で十分に扱いきれず、今年度から基盤研究Cの助成で進めたいのは、連邦レベルの政治的動きだけでなく、西ドイツ国内の州や自治体における独自の動き、とりわけ研究蓄積のない民間福祉団体や当事者たちの自助的な活動の実態である。育児の担い手としてのあらたな父親像が浮上した背景として、一部の男性たちの「男らしさ」の規範/男性性(Männlichkeit)の変化を否定す

ることはできないが、この変化や葛藤を捉えるための格好の「場」として、父親たちの自助組織の成立過程、組織の構造と具体的な活動に注目したい。

【引用文献】

石井香江「西ドイツにおける「新しい家族政策」構想の行方 「父親にも育児休業を！」」、辻英史・川越修 編『歴史の中の社会国家』山川出版(2015年8月刊行予定) 査読あり

石井香江、渡邊紗代、ベティーナ・ギルデンハルト「多文化社会における「文化」の政治学と教育 ドイツにおける言説を中心に」、『GR(同志社大学グローバル地域文化学部紀要)』、査読あり、pp. 89-137. (2014年3月25日)

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

石井香江、渡邊紗代、ベティーナ・ギルデンハルト、多文化社会における「文化」の政治学と教育—ドイツにおける言説を中心に、GR(同志社大学グローバル地域文化学部紀要) 査読有、第2号、2014、89-137

[https://doors.doshisha.ac.jp/webopac/catdbi.do?pkey=TB12664306&initFlg= RESULT SET NOTBIB](https://doors.doshisha.ac.jp/webopac/catdbi.do?pkey=TB12664306&initFlg=RESULTSET NOTBIB)

〔学会発表〕(計1件)

ISHII, Kae, "Neue Väter" zwischen Arbeit, Familie und Politik, DAAD 友の会日独フォーラム、2014年3月14日、八王子セミナーハウス

<http://jdforum.jimdo.com/フォーラム 2014/>

〔図書〕(計1件)

ミリアム・グラックスマン 著、木本喜美子監修、石井香江、萩原久美子、宮下さおり、石黒久仁子、駒川智子、三具淳子 訳『労働の社会分析 時間、空間、ジェンダー』法政大学出版局 2014

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：

種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等
https://kenkyudb.doshisha.ac.jp/rd/html/japanese/researchersHtml/112013/112013_Researcher.html

6. 研究組織

(1) 研究代表者

石井 香江 (ISHII, Kae)
同志社大学・グローバル地域文化学部・准教授
研究者番号：70457901

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：